

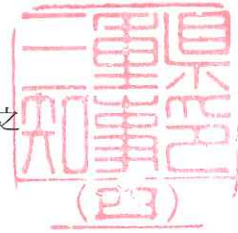
産業廃棄物処分量許可証

優良

住所 三重県松阪市五主町1313番地
氏名 株式会社
代表取締役 松村 亜矢子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和6年9月13日
許可の有効年月日 令和13年8月24日

1. 事業の範囲

【中間処理】

加熱固化 : 廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類

破 砕 : 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、
金属くず（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上4種類

破 砕 : 廃プラスチック類（廃蛍光ランプに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）、
（廃蛍光ランプ） 金属くず（廃蛍光ランプに限る。）、
ガラスくず等（廃蛍光ランプに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 以上3種類

圧 縮 : 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上2種類

選 別 : 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、
繊維くず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上7種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のおり

3. 許可の条件

- ・廃蛍光ランプの破砕を行う際は、水銀蒸気捕集機能付き集じん機を稼働させること
- ・破砕する廃蛍光ランプが5万本を超えない時点で水銀蒸気捕集機能付き集じん機活性炭フィルターを交換すること

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 8月25日	新規許可	平成14年 7月31日	変更許可
平成17年 7月28日	変更許可	平成17年 8月25日	更新許可
平成20年 5月 1日	変更許可	平成22年 8月25日	更新許可
平成24年 1月25日	変更許可	平成26年 2月 6日	優良確認
平成29年10月11日	更新許可及び優良認定	平成30年 7月 3日	変更許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面)

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
加熱固化施設	三重県津市一志町其倉 字岩ケ谷170番1	平成20年 3月12日	廃プラスチック類：0.4t/日(8h)	-	-
破碎施設	三重県津市一志町其倉 字岩ケ谷170番1	平成22年12月 9日	廃プラスチック類：4.4t/日(8h) 木くず：4.4t/日(8h) 金属くず：4.9t/日(8h)	-	-
破碎施設	三重県津市一志町其倉 字岩ケ谷170番1	平成24年 1月12日	廃プラスチック類：4.64t/日(8h) 紙くず：3.12t/日(8h) 木くず：4.72t/日(8h)	-	-
破碎施設 (廃蛍光ランプ)	三重県津市一志町其倉 字岩ケ谷170番1	平成30年 6月13日	廃プラスチック類：0.168t/日(8h) 金属くず：0.48t/日(8h) ガラスくず等：1.68t/日(8h)	-	-
圧縮施設	三重県津市一志町其倉 字岩ケ谷170番1	平成20年 3月12日	廃プラスチック類：2.8t/日(8h) 金属くず：5.6t/日(8h)	-	-
選別施設	三重県津市一志町其倉 字岩ケ谷170番1	平成20年 3月12日	廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、金属くず、ガラスくず等、 がれき類：132m ³ /日(8h)	-	-